

# 意匠出願・権利化業務における生成 AI の活用

—— 現状と課題に関する 2026 年実務地図(日米欧中比較)

2026 年 4 月 17 日

Claude Opus 4.7

AI は意匠の「創作者」にはなれない——しかし図面生成と先行意匠調査では既に主力ツールである。2024～2026 年にかけて日米欧中の四大庁すべてが、意匠領域における生成 AI 利用について同じ結論に収束した。発明者・創作者は自然人に限る一方、AI を「道具」として用いた創作は登録可能である。この二重のルールが、企業知財部の出願戦略・図面作成・クリアランス調査の作法を静かに書き換えている。EU 意匠規則 2024/2822 が 2025 年 5 月 1 日に発効し<sup>[1][2]</sup>、日本では内閣府「AI 時代の知的財産権検討会」中間とりまとめ(2024 年 5 月)が意匠法・不競法への学習段階不適用を明示した<sup>[8][11]</sup>。主要庁の AI 画像検索は無料公開が加速し、出願人が過去に依存していた弁理士ノウハウは急速にコモディティ化している。本稿は、この地殻変動を政策・審査・ツールの三層で整理する。

## 1. AI は創作者になれないという各国の同一解

USPTO は 2025 年 11 月 26 日付の改訂ガイダンスで、意匠特許(design patent)・植物特許を含む全ての特許カテゴリについて、発明者は自然人に限ると明言した<sup>[3]</sup>。この改訂は 2024 年 2 月のガイダンスを全面的に撤回(rescind)し、共同発明者性を判断する Pannu ファクターを AI 関与シナリオに適用しない点を明確化した<sup>[4][5][6]</sup>。AI は「実験機器・ソフトウェア・研究データベース」と同列の道具とされ、AI 出力を選択・設定・変更した自然人の conception(着想)が登録可否の分水嶺となる<sup>[4][7]</sup>。実務的には、AI への入力プロンプト、出力から特定案を選んだ理由、修正の意図をタイムスタンプ付きで保存することが、今後の権利化リスク管理の標準作業となる<sup>[50]</sup>。

日本では内閣府知的財産戦略本部「AI時代の知的財産権検討会」中間とりまとめ(2024年5月28日、11月15日に権利者向け手引き公表)が、意匠法における発明者・創作者も自然人に限ると整理した<sup>[8][9][10]</sup>。注目すべきは学習段階の扱いである。中間とりまとめは、他人の商品形態をAI学習データとして用いる行為は、意匠法・不正競争防止法2条1項3号(商品形態模倣)の規制対象外と明示した——学習段階では「譲渡等」や「使用」に当たらず、著作権法30条の4と整合する整理である<sup>[11]</sup>。ただし生成・利用段階で類似形態の商品を市場投入すれば通常の意匠権侵害・形態模倣規制が働く。中国CNIPAも2024年12月31日の「AI関連発明特許出願ガイドライン(試行)」で、AI生成発明(人間の実質的貢献なし)は原則保護対象外、AI支援発明は実質的貢献をした自然人のみが発明者となる旨を確認し、4カテゴリ分類を導入した<sup>[12][13]</sup>。EUでは規則2024/2822の最終審議でAIを3Dプリンティング等を支える支援ツールとして位置づけた条文(前文14、指令前文27)が入ったものの、自律的AI生成意匠の扱いは明文化を見送り、論点として後継立法に残された<sup>[14]</sup>。

## 2. 画像検索は無料・高精度・多庁横断へ

AI画像検索は既に意匠クリアランス調査の第一選択肢になっている。EUIPOは2019年にeSearch plusで色・形・テクスチャを解析するAI類似画像検索を導入し、2022年にDesignViewへ自社画像検索機能を統合した。2025年11月にはTMviewの画像検索機能が接続全80か国のIP庁に展開され、世界最大の商標画像検索網となった<sup>[15]</sup>。Strategic Plan 2030ではAIコーディネーター職を新設し、EU AI Actへの整合を担保している。WIPOのGlobal Design Databaseは15以上のハグ加盟国・地域の1,300万件超の登録意匠を横断検索でき、画像類似検索機能の開発中である(現状、類似画像検索はGlobal Brand Database=商標のみで実装済)<sup>[16]</sup>。

日本ではINPITのGraphic Image Park(GrIP)が画像を含む登録意匠について無料の類似画像検索を提供しており、2023年1月に検索モードを再編し「形+色」「90°回転」「単一部品」等を整理した<sup>[17][18][19][20]</sup>。J-PlatPatはテキスト・分類中心の運用のため、画像入力型

クリアランスは GrIP が依然として主力である。民間では Patentfield が 2023 年 9 月に AI 類似画像検索を有料オプションでリリースし、日本・米国・台湾の意匠公報と日米欧台湾 WO の特許公報を横断検索できる<sup>[21][22][23]</sup>。2024 年以降は生成 AI 機能「Patentfield AIR」を追加し、最大 1 万件の母集団に対して査読支援を一括実行する運用が可能となった<sup>[24]</sup>。CNIPA は 2025 年 4 月の記者会見で、機械翻訳・画像認識・NLP を組み合わせた審査支援システムを既に実装し、意匠特許の画像検索を自動化していると公表した<sup>[25][26]</sup>。各庁が無料で高機能化を進めた結果、調査コストの価値提案は「検索そのもの」から「検索結果の法的評価」へ移動しつつある。

### 3. 生成 AI で図面は作れるか——実務の分水嶺

意匠出願図面の生成・整形に AI を使う実務は、2026 年時点でも「補助」の域を出ない。日本の意匠登録出願は六面図(正面・背面・左右側面・平面・底面)と斜視図を原則要求し、線図・写真・CG いずれも許容するが、各図の整合性が取れないと権利範囲が不明確となり無効リスクを抱える<sup>[42]</sup>。USPTO の 37 CFR 1.152 は「外観の完全な開示に十分な数の図」を要求し、写真は「唯一の実用的媒体」である場合に限り許容する<sup>[27][28][29][30]</sup>。GUI 意匠については、USPTO が 2026 年 3 月 13 日付の補足指針(35 U.S.C. 112 の明確性・実施可能性要件との関係)で複数の図示例を整理しており、ディスプレイ媒体に依存しない図示方法が認められる方向にある。

現実に使える生成 AI ツールは用途で分かれる。Tripo、Meshy、Tencent Hunyuan などの画像・テキスト to-3D ツールは数十秒～数分でメッシュを生成するが、トポロジーが非マニフォールドで寸法整合性に欠けるため意匠図面への直接投入はリスクが高い<sup>[31][32]</sup>。日本の意匠図面研究会も、Meshy AI や CGDream AI で六面図から斜視図を生成する実験について「精度不十分で手動調整が必要」と結論づけ、SolidWorks などの CAD での最終チェックを推奨している<sup>[33]</sup>。Autodesk Fusion の図面自動化機能、BricsCAD の「アシスト AI」、Graebert ARES の「A3」、Autodesk 研究の「SolidGen」(Project Bernini)は、編集可能な

パラメトリック CAD データを生成する方向に進化しており、この軸の延長で意匠図面作成が実務化する可能性が高い<sup>[34][35][36][37]</sup>。DeepIP、Solve Intelligence、PatentFig AI などは特許図面の自動生成に特化し、USPTO・EPO・CNIPA の図面規則へのコンプライアンスチェックを売りにする——ただし意匠図面特有の六面図整合性までは対応が手薄である。

## 4. 審査官側の AI 実装と日本のアクションプラン

JPO は「人工知能技術の活用に向けたアクション・プラン(令和 4～8 年度版)」を毎年改訂している。令和 7 年度(2025 年度)改訂版では、先行技術調査②、指定商品・役務調査、特許行政事務・審査業務への生成 AI 適用の 4 項目で技術実証を実施すると明記された<sup>[38]</sup>。意匠審査官向けには商標のイメージサーチツール開発のノウハウが流用されており、画像類似検索の AI 化は審査内部でも既に進行中である。AI 担当官は 13 名から 39 名へ増員され、全審査室に原則 1 名配置、外部有識者「AI アドバイザー」制度も新設された<sup>[39][40]</sup>。特許分野では 2024 年 3 月 13 日に AI 関連 10 事例が審査ハンドブックに追加され、生成 AI を「人間が行っている業務の単純なシステム化」に留まる場合は進歩性否定という運用が明示された<sup>[41][42]</sup>。

意匠固有では、令和元年改正意匠法による画像・建築物・内装意匠の保護対象拡大が依然として実務の主題であり、意匠審査基準は令和 5 年 12 月にも改訂された<sup>[43]</sup>。日経(2025 年 4 月 26 日)報道によれば、政府は「知的財産推進計画 2025」で仮想空間(メタバース)上の商品デザインを意匠登録対象に加える法改正を 2026 年通常国会に提出する方針を示している<sup>[44][45][46][47]</sup>。これが実現すれば、生成 AI が大量生産するバーチャル商品デザインへの意匠権行使が初めて明示的な法的基盤を得る。

## 5. EU 意匠改革が拓く「デジタル意匠」の領域

EU 規則 2024/2822 は 2025 年 5 月 1 日に第一段階が発効し、2026 年 7 月 1 日に第二段階、2027 年 12 月 9 日までに指令 2024/2823 の国内法化が完了する<sup>[2][48][49]</sup>。改革の核心は意匠

定義の拡張である。Article 3(1)は「動き・遷移・あらゆる形態のアニメーション」を設計要素に含め、Article 3(2)(b)は「グラフィック著作物、シンボル、ロゴ、表面パターン、タイプフェイス、GUI」を非物理的製品として明示した<sup>[1][48]</sup>。これによりアニメーション、モーショングラフィック、XR/メタバース内のデジタル意匠が登録対象となる。3D プリンティング用ファイルの作成・ダウンロード・共有が侵害行為として明記され、AI生成の3Dデータ流通への対応が法制化された<sup>[1]</sup>。ただし自律的 AI 生成意匠の創作者認定は依然未解決であり、立法の消極性を批判する論者もいる。

## 6. 企業知財部の優先アクション

三層の動きから実務上導かれる優先順位は明確である。第一に、AI 生成図面・画像を出願に用いる場合、創作者の自然人による選択・修正プロセスを文書化する社内規程を整備する——USPTO は既に外国優先権主張でも AI 発明者記載の出願を拒絶する方針を示しており<sup>[7]</sup>、国際出願におけるリスク遮断が急務である。第二に、クリアランス調査では JPO GrIP・WIPO Global Design Database・EUIPO DesignView(Hague Express と併用)・CNIPA の四庁無料ツールを標準化し、Patentfield 等の民間 AI 画像検索で補完する構造が費用対効果最大となる<sup>[15][16][17][24][25]</sup>。第三に、2025～2027 年の EU 意匠改革フェーズで、アニメーション・GUI・メタバースのデジタル意匠ポートフォリオを再設計する必要がある<sup>[48]</sup>——日本の法改正先取りとも整合する。

【表 1】 四大庁+WIPO の意匠 AI 対応マトリクス(2026 年 4 月時点)

庁	AI 画像検索	AI 創作者の扱い	主要動向 (日付)
JPO/INPIT	GrIP(無料)——形・色・回転・部品別検索	自然人のみ。中間とりまとめ 2024 年 5 月	AI アクション・プラン令和 7 年度版
USPTO	公式提供なし(民間依存)	自然人のみ。全カテゴリ	改訂ガイダンス 2025 年 11 月 26 日
EUIPO	eSearch plus / DesignView 統合	規則 2024/2822 で未明文、 論争継続	第一段階発効 2025 年 5 月 1 日

庁	AI 画像検索	AI 創作者の扱い	主要動向（日付）
CNIPA	内部 AI 画像検索を実装	自然人のみ。4 カテゴリ分類	AI ガイドライン 2024 年 12 月 31 日
WIPO	Global Design DB(画像検索開発中)	—	1,300 万件超を横断検索

## 7. 結論——「道具としての AI」体制が確立する

2024～2026 年の 2 年間で、意匠領域の政策論争は「AI は創作者か」から「AI を道具として使う人間の貢献をどう立証するか」へ完全に移行した<sup>[3][11][12]</sup>。各庁の公式見解が収束した今、企業知財部にとっての残された論点は**記録管理のコストと図面品質と自動化のトレードオフ**である。興味深いのは、審査・検索の自動化が最も進んだ CNIPA と、法制度のデジタル対応が最も早い EU の間で、生成 AI 図面の実務許容度に差が生まれつつあることだ<sup>[25][48]</sup>。日本の GrIP と J-PlatPat は依然として業界標準の位置を保つが、Patentfield など民間プラットフォームの生成 AI 統合が進むと、企業の意匠調査フローは 2027 年までに大幅に刷新される可能性が高い<sup>[24]</sup>。メタバース意匠を 2026 年国会で明文化する日本の動きは、この転換の最終章となる<sup>[46]</sup>。AI を使うかどうかではなく、どの段階で何を記録するかが、これからの意匠戦略を決める。

## 参考文献

本文中の[番号]は以下に対応する。すべて2026年4月18日アクセス。

- [1] ICLG 「Designs Laws and Regulations Report 2026: The EU Design Law Reform – Modernisation for the Digital Age」 <https://iclg.com/practice-areas/designs-laws-and-regulations/01-the-eu-design-law-reform-modernisation-for-the-digital-age>(2026年4月18日アクセス)
- [2] Norton Rose Fulbright (Inside Tech Law) 「EU design law reform: Implications for businesses, 2025年8月」 <https://www.insidetechlaw.com/blog/2025/08/eu-design-law-reform-implications-for-businesses>(2026年4月18日アクセス)
- [3] Federal Register 「Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, FR Doc. 2025-21457, 2025年11月28日公表」 <https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>(2026年4月18日アクセス)
- [4] Knobbe Martens 「Life Science Considerations on the USPTO's New Guidelines for AI-Assisted Inventorship」 <https://www.knobbe.com/blog/life-science-considerations-on-the-usptos-new-guidelines-for-ai-assisted-inventorship/>(2026年4月18日アクセス)
- [5] Brownstein Hyatt Farber Schreck 「USPTO Issues Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions: What It Means for Patent Strategy」 <https://www.bhfs.com/insight/uspto-issues-revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions-what-it-means-for-patent-strategy/>(2026年4月18日アクセス)
- [6] AI Law and Policy 「USPTO's Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions: What Changed, What Stayed, and What Practitioners Should Do Now, 2025年12月」 <https://www.ailawandpolicy.com/2025/12/usptos-revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions-what-changed-what-stayed-and-what-practitioners-should-do-now/>(2026年4月18日アクセス)
- [7] Morgan Lewis 「USPTO Issues Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, 2025年12月」 <https://www.morganlewis.com/pubs/2025/12/uspto-issues-revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>(2026年4月18日アクセス)
- [8] 内閣府知的財産戦略推進事務局 「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ(2024年5月28日)」 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai\\_kentoukai/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/index.html)(2026年4月18日アクセス)

- [9] OIKE LAW+ 「内閣府『AI時代の知的財産権検討会』中間とりまとめについて」 <https://oikelaw-plus.com/blog/729/>(2026年4月18日アクセス)
- [10] Innoventier 「「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」の公表について」 <https://innoventier.com/archives/2024/09/17301>(2026年4月18日アクセス)
- [11] 日本経済新聞 「生成 AI、知的財産権の学習なら原則規制せず 創作物は「人の発明」、2024年5月28日」 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA27BKY0X20C24A5000000/>(2026年4月18日アクセス)
- [12] Hogan Lovells 「Navigating AI patent applications in China: Key insights from CNIPA's new examination guidelines」 <https://www.hoganlovells.com/en/publications/navigating-ai-patent-applications-in-china-key-insights-from-cnipas-new-examination-guidelines>(2026年4月18日アクセス)
- [13] China IP Law Update 「CNIPA Releases Draft Guidelines for Patent Applications for Artificial Intelligence-Related Inventions, 2024年12月」 <https://www.chinaiplawupdate.com/2024/12/cnipa-releases-draft-guidelines-for-patent-applications-for-artificial-intelligence-related-inventions/>(2026年4月18日アクセス)
- [14] INTA 「How EU Design Law Reform Protects Designs in the Digital Age」 <https://www.inta.org/perspectives/features/how-eu-design-law-reform-protects-designs-in-the-digital-age/>(2026年4月18日アクセス)
- [15] EUIPO 「AI at EUIPO: In-house image search in TMview extended to all TM5 offices, 2025年11月」 [https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/-/news/untitled-euipo\\_news\\_structure-2-1/es](https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/-/news/untitled-euipo_news_structure-2-1/es)(2026年4月18日アクセス)
- [16] WIPO 「AI Tools and Services / Global Design Database」 <https://www.wipo.int/en/web/ai-tools-services>(2026年4月18日アクセス)
- [17] INPIT 「画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)」 <https://www.inpit.go.jp/info/graphic-image/index.html>(2026年4月18日アクセス)
- [18] 情報科学技術 「特許情報プラットフォーム及び画像意匠公報検索支援ツールによる意匠検索の方法、Vol.68 No.2」 [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/68/2/68\\_60/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/68/2/68_60/_article/-char/ja/)(2026年4月18日アクセス)
- [19] IPFbiz 「画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park) 使い方と感想」 <https://ipfbiz.com/archives/graphicimagepark.html>(2026年4月18日アクセス)
- [20] Japio 「画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)の機能、年報 No.137」

- <https://www.japio.or.jp/service/files/jdpa/moku137/moku1374243.pdf>(2026年4月18日アクセス)
- [21] Patentfield 「Patentfield 公式 News(英文)、2023年9月リリース告知」  
<https://en.patentfield.com/news/239>(2026年4月18日アクセス)
- [22] evort/Patentfield 「AI 特許検索・分析プラットフォーム Patentfield」  
<https://evort.jp/store/patentfield/library/platform>(2026年4月18日アクセス)
- [23] AIsmiley 「AI を活用して特許調査の負担軽減!仕組み・解決できる課題とは?」  
[https://aismiley.co.jp/ai\\_news/what-is-a-patent-search-mechanism-using-ai/](https://aismiley.co.jp/ai_news/what-is-a-patent-search-mechanism-using-ai/)(2026年4月18日アクセス)
- [24] evort/Patentfield AIR 「生成 AI 特許検索・調査・分析・査読 Patentfield AIR」  
<https://evort.jp/presentations/patentfield/patentfield-air>(2026年4月18日アクセス)
- [25] CNIPA(英語版) 「China Focus: AI Used to Enhance Patent Examination Efficiency, Quality, 2025年4月25日」  
[https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/4/25/art\\_3090\\_199315.html](https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/4/25/art_3090_199315.html)(2026年4月18日アクセス)
- [26] China.org.cn 「China Focus: AI used to enhance patent examination efficiency, quality, 2025年4月24日」  
[http://www.china.org.cn/china/Off\\_the\\_Wire/2025-04/24/content\\_117843223.shtml](http://www.china.org.cn/china/Off_the_Wire/2025-04/24/content_117843223.shtml)(2026年4月18日アクセス)
- [27] Cornell Legal Information Institute 「37 CFR § 1.152 — Design drawings」  
<https://www.law.cornell.edu/cfr/text/37/1.152>(2026年4月18日アクセス)
- [28] ILN IP Insider 「Can You Use Photographs in Design Patent Applications?」  
<https://www.ilnipinsider.com/2018/08/can-you-use-photographs-in-design-patent-applications/>(2026年4月18日アクセス)
- [29] BitLaw 「MPEP § 1503.02: Drawing(November 2024 ed.)」  
<https://www.bitlaw.com/source/mpep/1503-02.html>(2026年4月18日アクセス)
- [30] eCFR 「37 CFR § 1.84 — Standards for drawings」  
<https://www.ecfr.gov/current/title-37/chapter-I/subchapter-A/part-1/subpart-B/subject-group-ECFRc7605aa2d3f3782/section-1.84>(2026年4月18日アクセス)
- [31] Skywork 「Tripo AI Review (2025): 3D Model Generation from Text & Images」  
<https://skywork.ai/blog/tripo-ai-review-2025/>(2026年4月18日アクセス)
- [32] MyArchitectAI 「8 Best AI CAD Tools for Architects & Designers (2026)」  
<https://www.myarchitectai.com/blog/ai-cad>(2026年4月18日アクセス)

- [33] 意匠図面研究会「生成 AI で意匠出願用図面を作成することができるのだろうか?」  
<https://www.dpdi.jp/post-3376/>(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [34] キヤド研「【2026】設計 AI ツールおすすめ 5 選!初心者でも簡単にコンピュータ上で図面を作成」  
<https://cad-kenkyujo.com/sekkei-ai/>(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [35] エービーケーエスエス「CAD 業務を AI で自動化!AI 機能搭載のおすすめソフト 7 製品」  
<https://www.abkss.jp/blog/141>(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [36] Graebert「AI で CAD 図面はどこまで作れる? ARES の A3 を深掘り」  
<https://www.graebert.com/ja/blog/product/potential-of-generative-ai-in-cad/>(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [37] 日経クロステック「AI で CAD データ自動生成、オートデスクが形状表現だけでなく編集を可能に」  
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/10706/>(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [38] 特許庁「特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プランの令和 7 年度改定版」  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai\\_action\\_plan/ai\\_action\\_plan-fy2025.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2025.html)(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [39] パテント「AI 技術の進展をふまえた特許審査に関する取組の最新状況、2024 年 Vol.77 No.9」  
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4478>(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [40] 経済産業省「AI 関連技術の専門的知見に基づき特許審査官をサポートする外部有識者として「AI アドバイザー」を新設します」  
<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240328001/20240328001.html>(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [41] 特許庁「AI 関連技術に関する特許審査の事例について」  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai\\_jirei.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html)(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [42] HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK「AI 関連技術に関する新たな特許審査事例のご紹介」  
[https://www.harakenzo.com/ai\\_jirei/](https://www.harakenzo.com/ai_jirei/)(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [43] 特許庁「意匠審査基準」  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa\\_kijun/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html)(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [44] 檜葉法律事務所「AI の知財侵害を防ぐ 2026 年、意匠法改正も視野に(特許庁)」  
<https://kigyouhoumu-naraha-law.jp/wp/?p=1220>(2026 年 4 月 18 日アクセス)

- [45] +VISION 「生成 AI による『知財』侵害を防ぐために、特許庁が意匠法改正を計画 2026 年を目  
標」 <https://vision00.jp/topic/9529/>(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [46] 日本経済新聞「メタバースのデザイン模倣排除、意匠法改正へ 知的財産計画に明記、2025 年 4  
月 26 日」 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA251LR0V20C25A4000000/>(2026 年 4  
月 18 日アクセス)
- [47] 日本経済新聞「生成 AI 用いた知財侵害を抑制 特許庁、企業の開発保護」  
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA050P20V01C24A1000000/>(2026 年 4 月 18 日ア  
クセス)
- [48] Dreyfus 「EU Design Protection: Complete Guide to the 2025 Reform, 2026 年 1 月」  
[https://www.dreyfus.fr/en/2026/01/05/eu-design-protection-complete-guide-to-the-2025-  
reform/](https://www.dreyfus.fr/en/2026/01/05/eu-design-protection-complete-guide-to-the-2025-reform/)(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [49] National Law Review 「Toward Digital-Ready Design Protection: The New EU Design Act」  
[https://natlawreview.com/article/toward-digital-ready-design-protection-new-eu-design-  
act](https://natlawreview.com/article/toward-digital-ready-design-protection-new-eu-design-act)(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [50] The IPKat 「Design reform reaches its finale: it is now Regulation (EU) 2024/2822 and Directive  
(EU) 2024/2823」 [https://ipkitten.blogspot.com/2024/11/design-reform-reaches-its-finale-it-  
is.html](https://ipkitten.blogspot.com/2024/11/design-reform-reaches-its-finale-it-is.html)(2026 年 4 月 18 日アクセス)
- [51] Nixon Peabody 「Generative AI: Navigating intellectual property, 2025 年 9 月」  
[https://www.nixonpeabody.com/insights/articles/2025/09/17/generative-ai-navigating-  
intellectual-property](https://www.nixonpeabody.com/insights/articles/2025/09/17/generative-ai-navigating-intellectual-property)(2026 年 4 月 18 日アクセス)